

大隈重信の国際収支均衡論（三）

岡 田 俊 平

六

大隈重信は明治十三年五月の「通貨ノ制度ヲ改メンコトヲ請フノ議」において、外債を募集して正貨を導入し、それによって政府紙幣を回収してわが国の貨幣制度を金属本位制度に改め、国内通貨と国際通貨とを共通の基盤の上におくことを企図したのであった。しかし、その提案は外債を極度に警戒する立場にあった政府によって否決されるに至った。わが国の貨幣価値の安定は、外国からの借入金に依存することなく、国民の努力と貯蓄によって確保されねばならないという方針が勅旨によって定められたのである。

大隈重信は同年「財政更革ノ議」⁽¹⁾を建白して、財政節約による紙幣消却の具体案を提示するのである。この方策は伊藤博文との協力によって企画され、会計部専任参議の大隈重信名義をもって十三年の九月十八日から二十七日までの間に提出されたものであろうといわれているが、この意見書に示された紙幣消却策は、その後の通貨

価値安定策の基本的性格を含むものであって、明治十四年十月以降松方正義によって遂行された紙幣整理・正貨蓄積政策につながるものである。

この「財政更革ノ議」は、

「經濟上ノ現状ヲ改良シ通貨ノ變動ヲ救済スルノ第一着方ハ、銳意シテ歳出ヲ減シ歳入ヲ増シ、出入ヲ計較シテ歳入上ニ若干ノ余裕ヲ生セシムルニアルトス。

一タヒ歳入上ニ若干ノ余裕ヲ得ハ、之ヲ以テ或ハ紙幣銷却ノ資ヲ増加スルモ、或ハ外国荷為替其他ノ方法ニ因テ正貨ヲ購入シテ紙幣ノ準備ヲ増加スルモ、固ヨリ爾後廟議ノ選択スル所ニ依テ容易ニ經濟ノ措置ヲ施為スルヲ得、且又歳入上ニ於テ若干ノ余裕アルニ至レハ、之ニ因テ政府ノ威勢ヲ増シ信用ヲ厚フスル等間接ニ生スル所ノ利益鮮少ナラス」⁽⁸⁾

と述べているように、まず財政整理によって剰余金を生み出すこと、次いでその財政剰余金をもって紙幣消却を行ない、また外国荷為替その他の方法によって正貨の蓄積をはかることの二つの目的を達成するための方策を提議しているのである。

その方策は(一)、税法改正のこと、(二)、地方財政を改正すること、(三)、正貨の收支を均衡ならしめること、(四)、各庁経費減少のことの四つの問題について説明されている。

第一の問題である税法改正については、酒類税則・烟草税則を改正して四〇〇万円の増収をはかり、なお諸証書類の売買譲与質入書入税、あるいは相続税等を徴収して財源を拡充すべきであることを主張するのである。

第二の地方財政制度の改革については、国税と地方税との支弁範囲を改正し、従来国庫より支出していた府県

土木費・庁舎管繕費・監獄管繕費・府県監獄費その他を全廃し、また土木費補給を半減する等の措置を施して総計三、六九五、八二五円の財政支出を減縮する方策を提議するのである。しかし、警察費に関しては地方警察制度が成立していないため、その費用を地方税より支出することを廃止して、すべて国税より支出することに変更しても差引国庫支出の金額は二、〇九〇、七四一円の減少となり、財政剰余金を造出する源泉となるであろうと説くのである。さらに国庫の支出節減の結果必要となる地方財政の財源拡充については、その方法として、地価割五分の一の制限を解除して、各府県の議決に任せることが至当であろうと述べ、また道路の開河渠の浚鑿・山野の開墾その他の公益事業を各府県をして遂行せしめ、それに必要な資金を地方債によって調達することが最も適切な方法であると主張しているのである。

第三の正貨収支の均衡をはかることは当時の政府にとって緊要な問題であったが、それについて次のような説明が行なわれている。

「近年紙幣ト正金銀トノ間ニ差違ヲ生ジタルコトハ政府モ之ヲ認許シテ、現ニ各庁ノ経費中正貨ヲ要スルモノニ向テハ本年三月特ニ達ヲ以テ金貨ハ平均四割三分、銀貨ハ三割五分ヲ差増トシテ交付スルノ令ヲ下シタリ」とあるように、政府保有正貨の欠乏の結果正貨支出を抑制するため、政府は各庁が正貨を必要とする場合に正貨支払いに代えて、銀貨には三五%金貨には四二%の打歩を付して紙幣による支払いを行なうことを指令しているのである。このように正貨が欠乏するに至ったのは、第一に対外支払額が受取額を超過していること、第二には歳出額が年々増加していることによると指摘している。

正貨歳入は海関税・官鈔収入・造幣局収入・開市港場官地賃下料等合計三、五五一、七三〇円であるのに対し

て、正貨の歳出は外債元利・正貨払国債元利および各官庁支払額等合計五、六三〇、五七七円に達し、差引不足額は二、〇七八、八四七円である。したがって、国庫蓄積の正貨は枯渇するのみならず、全国的に正貨欠乏の現象を生ずるに至つたのである。これに対する政策として採るべきものは、まず雇入外人費・吏員海外派遣費・外国製品購入費等正貨を必要とする財政支出はすべて節減することである。すなわち、正貨歳入額より止むを得ない支出である外債元利一、六三八、六〇二円と金札引換公債元利年平均四〇万円を控除し、その残額一、五一三、一二八円をもって、在外公館費・雇外国人給与・吏員海外派遣費・外国製品購入費の予算限度とすべきであると主張するのである。

このように対外支払を減省するために、特に注目すべき費目は諸機械物品購入費二、〇九四、三二二円、雇外人費八万余円、在外公館費五万余円である。これに対する最も効果的な方策は官営工場払下げであるという意見がこの「財政改革ノ議」に述べられているのである。すなわち官営工場の経営のために必要とする技術・設備の輸入に関する対外支払は巨額であり、したがって正貨の海外流出を抑制するには官営工場の払下げがきわめて著明な効果を生み出すものであることを強調するのである。

明治十三年十一月五日公布された「工場払下ケ概則」は、

「工業勸誘ノ為メ政府ニ於テ設置シタル諸工場ハ、其組織整備シテ当初目算ノ事業漸ク拳ガルニ従ヒ、官庁ノ所有ヲ解キテ之ヲ人民ノ経営ニ帰スベキモノ」⁽⁵⁾

として、官営工場はその模範工場の意義が稀薄となるにしたがい、漸次民間企業に移すべきであるという意見を示しているが、これよりさき、大隈重信が十三年九月に提示した「財政改革ノ議」は、

「諸器械其他ノ物品購入費ノ殊ニ巨大ナル所以ハ、全ク官工場ニ使用スル所ノモノ多キニ因レハナリ」⁽⁶⁾

と官営工場設備の輸入費が巨大であるという理由で、財政における正貨部門の均衡を保持する条件として、諸機械の輸入抑制したがって官営工場の払下げが必要であることを主張しているのである。この点は官営工場払下げに関する意見の両極として注目すべきものである。⁽⁷⁾

第四の各庁経費減少の問題については、各官庁の不急・重複の事業を廃止し局課の分合を行って、凡そ一五〇万円の経費節減をはかることを提議しているのである。

以上のように、「財政更革ノ議」は酒類税則の改正によって四〇〇万円、地方財政制度改正によって二、〇九〇、七四一円、正貨の収支を管理する政策によって一、六三〇、五〇七円、各官庁の経費節減によって一五〇万円、合計九二二万余円の財政剰余金を生み出し、これを紙幣消却あるいは正貨蓄積の財源としようとする意見を述べているのである。

酒類税則の改正によって醸造税の増収をはかり、紙幣消却のために募集する内外債の利子支弁の財源とする案は、すでに明治十三年五月大隈参議の「通貨ノ制度ヲ改メンコトヲ請フノ議」に提示されており、この建議に対する大蔵卿佐野常民の修正意見の中にも見られる方策であるが、明治十三年九月二十七日酒類税則を改正した酒造税則によって、酒造税率が従來の二倍に引き上げられ、その増収額を紙幣消却の元資に充てる措置がとられたことは、「財政更革ノ議」において強調された政策の一部が実施されたものであろう。

また「工場払下ケ概則」公布の日、すなわち明治十三年十一月五日には、

「正貨ノ歳入ヲ計査シ、凡ソ外国ニ関スル費用ハ悉皆正貨ノ歳入ヲ以テ支弁スヘキコトニ決定イタシ候、就

大隈重信の國際収支均衡論 (三)

テハ來ル十四年度外國ニ關スル費用ハ本月三十日限り予算取調更ニ伺出ヘシ」⁽⁸⁾

という太政官達が出されているのは、「財政更革ノ議」の第三条「正貨ノ収支ヲ均フスル事」に、

「正貨外出シテ國庫ハ固ヨリ方サニ全國内ニ欠乏ヲ告クルノ今日ニ當リ、正貨歳入出ラシテ相償ハシメスシテ可ナランヤ、因テ各庁ニ於テ凡ソ正貨ヲ要スルノ費途、即チ外國人ヲ傭役シ外國ニ吏員ヲ派出シ外國ノ物品ヲ購入スル等ハ総テ特別ノ予算ヲ以テ之ヲ制限シ、正貨財入ノ総額三百五拾五万七千七百三拾円ノ内増減スヘカラサル外債ノ元金利息口錢トモ百六拾三万八千六百弐円、及ヒ金札引換公債元利年々平均四拾万円、總計弐百三万八千六百弐円ヲ扣除シ、残り百五拾壹万三千百弐拾八円ヲ在外公館費用、雇外國人給与、官員並ニ生徒外國派遣費、外國製諸器械其他ノ物品購入等ノ費目ニ充テ、之ヲ各庁ニ分賦シ苟モ正貨ヲ要スル費用ハ此額ヲ超過スルコト勿ラシメサルヘカラス」⁽⁹⁾

と述べられている正貨管理政策が実行に移されたものと見るべきであろう。

この布告と同日に「工場払下ケ概則」が制定され、官業を民業に移す方策が決定されているのも、先進国からの設備機械の輸入を抑制し、正貨収支を均衡せしめようとする大隈重信の提案が実施されたものと考えられるのである。

さらに太政官布告第四十八号もまた同じく明治十三年十一月五日に發布されたのである。すなわち、

「今般歳計ヲ節約シ紙幣消却ノ元資ヲ増加シ、併セテ地方ノ政務ヲ改良スルノ要用ナルヲ察シ左ノ通制定布告候事」⁽¹⁰⁾

という趣旨にもとづいて、(一)地方税を地租五分ノ一以内とあつたのを三分ノ一以内と改定し、(二)府県庁舎建築費、

府県監獄費、府県監獄建築費を地方税を以て支弁すべきこととし、(三)また地方税を以て支弁すべき府県土木費に
関する国庫下渡金を廃止する等地方税支弁の限界を拡大し、国庫負担を軽減して、紙幣消却の財源を増大する方
法が講じられているのである。この布告も「財政更革ノ議」の第二条「府県ノ理財法ヲ改正スル事」に述べられ
た意見が実施されるに至ったものである。

政府は右の布告と同日に、内務・大蔵・陸軍・海軍・文部・工部の六省に対し十四年以降一〇四万円の経費節
約の指令を發したのであるが、これもまた財政節約による紙幣消却元資金を増加するための方策であつた。政府
はまた同日工場払下げ概則を發布したのであるが、これも「財政更革ノ議」の第三条「正貨ノ収支ヲ均フスル事」
に「最モ簡易ニシテ其効驗ノ最モ著明ナルモノ」と主張された方策である。

このように明治十三年十一月五日には財政整理による紙幣消却の諸政策が明確に表明され、明治十四年度の紙
幣消却予算額は従來の三五〇万円から七〇〇万円に増額されたのである。

この建議は大隈重信の外に財政取調委員であつた伊藤博文、寺島宗則、佐野常民らの協議の結果提出されたも
のであり、大隈重信の國際收支均衡論を基底とする正貨相場安定政策、特に外資導入による正金通用方案に対す
る反省、批判の立場にもとづいて作成されたものである。したがって「財政更革ノ議」によって主張された意見
が根幹となつて、明治政府の通貨政策は轉換するに至つたといふことができるのである。

明治十二年二月洋銀取引所を設立して洋銀の需給を調整し、洋銀相場の騰貴を防止しようとした政策、十二年
四〜六月、十三年四〜九月の期間に銀貨の売出を実施して銀貨相場の抑制を試みた政策、あるいは十三年二月正
貨の供給・流通の便をはかる金融機関として設立された横浜正金銀行等が、すべて通貨安定の目的を達成するこ

大隈重信の國際收支均衡論 (三)

とができなかつた結果、財政緊縮による紙幣整理政策という方針が設定されるに至つたのである。

正貨相場の騰貴、通貨の不安定の原因は國際收支の不均衡、正貨の欠乏にあるという認識にもとづいて実施されてきた大隈重信の通貨政策は、横浜正金銀行の設立をもつてその最終段階に到達したものであるといふことができよう。しかしながら、この横浜正金銀行設立の目的は正貨需給の中心的金融機関として正貨相場の調整をはかることにあつたのではあるが、その實際の業務は開業後間もなく、輸出資金を紙幣をもつて融資し、その返済を銀貨をもつて行なうという、外国荷為替による正貨蓄積に努力する方向に移行したことを示しており、そのために低利の政府資金を紙幣をもつて融資する方策が漸次拡大されるようになったのである。この点において、横浜正金銀行の設立は大隈重信の國際收支改善政策を遂行する機関として存続する意義をもち、明治十四年十月以降の大蔵卿松方正義による紙幣整理・正貨蓄積政策に対しても、この貿易金融機関は重要な存在理由をもつことになつたのである。

「財政更革ノ議」に示された「外国荷為替其他ノ方法ニ因テ正貨ヲ購入シテ紙幣ノ準備ヲ増加スル」という方策は、大隈重信が明治八年以来強調して来た國際收支均衡の重要性を確認するものであり、政府紙幣貸出による輸出金融をもつて、輸出産業を助成し輸出能力を拡大するという彼の通貨供給方式が、横浜正金銀行の業務を通じて実行されることになつたのである。

(1) 大隈文書、A一六

(2) 早稲田大学社会科学研究所編「大隈文書」第三卷、解題、五〇四頁

(3) (4) 大隈文書、A一六

- (5) 「貨政考要」中編、一八三頁
- (6) 大隈文書、A一六
- (7) 官営工場払下げの問題については、民間企業の生成に対応する政策であるとするもの、あるいは財政負担の軽減をはかるためにとられた措置であるとするもの等の見解があるが、同日に発布された布告およびそれ以前に施行された諸政策を見ると、官営工場払下げも財政節約、特に政府部門の正貨支出を減縮することを目的とする政策であったことが知られよう。
- (8) 「貨政考要」法令編、第一卷、一八七―八頁
- (9) 大隈文書、A一六
- (10) 「貨政考要」中編、一八二頁

七

横浜正金銀行を通じて行なう海外荷為替制度は、正貨獲得の上に積極的な効果をもつものであることが同行業務の実績によって証明され、外国為替資本として同行に融資される政府資金の枠は漸次拡大されていったのである。この輸出金融政策によって正貨蓄積を増加するとともに、一方において財政節約によって紙幣消却の元資金を増加しようとする経済安定政策が推進されるのであるが、その意図がさらに大きく展開されて、横浜正金銀行をわが国の中央銀行に転化しようとする意見が発表されるに至ったのである。すなわちそれは明治十四年七月、大隈重信と伊藤博文の連名によって提議された「公債ヲ新募シ及ヒ銀行ヲ設立センコトヲ請フノ議」であり、この建議は日本銀行設立を導き出す最初の意見書として重要な意義をもつものである。⁽¹⁾

この建議は次の二点について提案を行なっている。

「昨年以來紙幣消却ノ元資ヲ増加スル議ヲ実行セラレ、紙幣ノ処置粗ホ其緒ニ就クト雖トモ、尚ホ今日ニ於テ是ヲ完整セシムルニ緊要ナル二様ノ処置アリ、第一ハ今一層多額ナル紙幣ノ消却ヲ速ニシテ、以テ現時ノ通貨カ世間ノ需要ニ超過スルヤ將タ適応スルヤヲ檢按シ、若シ果シテ超過スルトキハ之ヲ隱藏シテ流通額ヲ減殺シ、若シ適応スルトキハ之ヲ縦ルシテ其疏通ヲ遂ケ、世間ノ需求ニ応シテ自由ニ伸縮スルヲ許ルシ、又悠久ノ歲月ヲ費サスシテ可成速ニ海外ノ金銀ヲ邦内ニ誘入シ、之ヲ儲存シテ紙幣ノ交換ニ充備シ、何時ニテモ政府ノ意ニ随ヒ正金通用ニ変シ得ヘキノ準備ヲナシ、斯クシテ尚ホ一層通貨ノ信用ヲ倍加セシムルノ方案是ナリ、第二ハ前述ノ方案ヲ巧妙ニ施行シ、且ツ一般ノ便益ヲ生スルカ為メニ一大正金銀行ヲ設立スルノ方案是ナリ」⁽²⁾

すなわち、まず紙幣消却を急速に行なう過程において、その発行高が果して過剰であるか否かを検討し、過剰発行であれば通貨量を減縮し、もし適正量である場合にはその発行高を管理調整しながら、一方において速かに正貨流入の政策を遂行して兌換準備金の蓄積を進め通貨安定策を講ずべきである。そしてこの通貨政策を実施するためには大規模な正金銀行の設置が必要であるというのである。

この紙幣量を適正に調整するために、紙幣をもって応募し正金をもって償還する公債五千万円を発行し、国民の請求に応じて自由に公債と紙幣とを交換する方法、すなわち公債売買操作に類する政策を推奨するのである。また正貨をわが国に誘入する点については、

「金銀ハ世界ニ流通シテ其盈処ヲ去リ其虚処ニ就キ平均ヲ求ムルノ性質アル者ナレハ、今海外二三ノ貿易國ニ於テハ盈漲シ国内ハ稀乏スルノ時ニ当テ、其平均ヲ得ルノ路ヲ啓キ何等ノ障礙ヲモ為サシメサル安全ノ手段

ヲ用ヒ、我カ法律制御ノ下ニ海外ノ金銀ヲ流入セシムルヲ得策トス」⁽³⁾

とあるのみで具体的な方法は示されていない。しかしながら、その方策はおそらく国際収支改善について従来大隈重信が繰返し建議してきた財政節約・産業発展・輸出助成・外国荷為替等に関する諸政策を予想しているのであろう。というのは、この建白書において紙幣整理と正貨蓄積の方案に関連して甚だ緊要なるものとして大正金銀行の機能について、次のように述べているからである。

「抑モ海外ヨリ吸入スル金銀ヲ引揚ケ、之ヲ市場ニ放出セシメサラント欲スルニハ銀行ノ作用ニ頼ラサルヘカラス、又市場貿易ノ景況ニ従ヒ外国為換料ヲ高低シテ正金ヲ集散シ其濫出ニ幾分ノ控制ヲ与ヘ、又広ク海外ノ各地ニ為換ノ組合ヲ為シ邦商ヲシテ外国銀行商ノ抑制ヲ免レシムル者ハ是亦タ銀行ノ作用ナリ」⁽⁴⁾

このように正貨の集散・蓄積、その流出抑制について外国為替業務の効果を述べ、その業務の発展を新しい構想の正金銀行に期待しているのである。

さらに紙幣整理と正貨蓄積を進めた上、兌換券を発行するためには、この一大正金銀行をわが国の中央銀行とすべきであることを主張するのである。すなわち、

「国内ヲ正金通用ト為シ、或ハ交換ノ準備アル紙幣ト為シ、政府ヨリ紙幣ヲ発行スルヲ止メ、銀行ヲシテ正金交換ノ銀行札ヲ発行セシメント欲スルニハ一大銀行ナカルヘカラス、又為換料ノ作用ニ因テ為換ノ便ヲ益シ、併テ金利ノ高低ヲ規則立テントスルニハ、其標準タルヘキ一大銀行ナカルヘカラス、其他政府ノ出納ニ関シ「バンク、オフ、エンゲランド」ノ英政府ニ於ル「バンク、デ、フランス」ノ仏政府ニ於ケルカ如ク、親密ノ關係ヲ保テ政府ノ代人ト為リ、財務上ニ於テ政府ノ為ニ労役スル者ヲ設ケント欲セハ又一大銀行ナカルヘカ

大隈重信の國際收支均衡論(三)

ラサルナリ」⁽⁶⁾

と、イギリスあるいはフランスの中央銀行制度の如く、わが国にも兌換券発行、公定歩合の設定、国庫金出納等を行なう中央銀行が必要であることを論じ、そのために横浜正金銀行を併合して、資本金一、五〇〇万円以上の大銀行を設立すべきことを提議しているのである。

この重要な建議は明治十四年の政変のために、採用されるに至らなかったのである。同年十一月の参議伊藤博文の上申にも、

「公債新募銀行設立ノ義別紙ノ通過般建議仕候処、建議ノ趣御採用可相成ニ付詳細ノ方案取調可差出旨ノ御指令ヲ蒙リ、爾後方策ノ取調ニ着手シ別冊ノ通一応草定仕候得共、過日内閣ノ更迭ニ就テハ該草案ヲ以テ大蔵卿へ協議ニ及ヒ候処、該卿ニ於テモ将来財政ノ方案等熟慮計較ノ上追テ上申及フヘキ議モ可有之趣ニ有之候、旁以該方案実施ノ義ハ暫ク御見合せ相成候様イタシ度、取調ノ草按相添へ此段更ニ上申候也」⁽⁸⁾

とあるように、新しく大蔵卿に就任した松方正義の意見によって、既設の横浜正金銀行の外国荷為替、正貨蓄積業務を重視し、それを運営することを中核とする中央銀行設立案の実現については、建議者の一人伊藤博文も消極的な立場をとるに至ったのである。しかし、大隈・伊藤の中央銀行設立案が提出された後、間もなく内務卿松方正義は明治十四年九月六日「貨幣運用の機軸を定め、正貨を蓄積して、紙幣償還の元資を充実せしめ、物産を興隆して、輸入を制する」⁽⁷⁾ことを目的とする意見書「財政議」を提出して、日本帝国中央銀行を設立すべきことを述べているのである。その中央銀行の機構は第一、官金出納部、第二、普通営業部、第三、外国為替部の三部に分け、その中第三部については、

「一、本部は、専ら直輸の爲めに荷為替をなすものとす。

但、現在横浜正金銀行を合併して本部と定むべし。

一、荷為替の利息は、平均四朱と定むべし。

一、海外にて荷物売上金は、本店の為替となすべし。」⁽⁸⁾

と、横浜正金銀行を中央銀行に合併し、その外国為替業務を継承すべきことを説いているのである。さらに、第三部の目的は、

「直輸貿易を助け、正金を国庫に蓄積するに在り」⁽⁹⁾

と、横浜正金銀行の荷為替業務が、彼の主張する貨幣制度改革案に重要な役割を果たすものであることを述べているのである。したがって、松方正義の中央銀行設立案も大隈・伊藤による中央銀行設立の構想も、いずれも横浜正金銀行の荷為替金融を重視する点において、きわめて近似した性格をもつといえよう。

このように、大隈重信の国際收支改善を基本理念とする通貨価値安定政策の最終段階であった横浜正金銀行は、その外国為替業務を通じて正貨を獲得する機能を拡充するために、大隈重信、伊藤博文あるいは松方正義によって中央銀行の組織の中に組み入れることが適当であると考えられ、新しい貨幣金融政策の拠点と見なされるに至ったのである。この案は実現されなかったが、外国荷為替による外貨獲得政策はわが国の経済安定にとって重要な問題であり、日本銀行設立の後も同行より横浜正金銀行に外国為替買取資金の融資が続行され、また横浜正金銀行を日本銀行に合併する意見も完全に消滅するには至らなかったのである。

(1) この建議の日本金融史における意義、およびその内容に対する批判については、高垣寅次郎「近代日本金融史」第五

大隈重信の国際収支均衡論 (三)

章、一、「大隈重信の中央銀行設立案」を参照。

(2) (5) 大隈文書、A二一

(6) 「大隈重信関係文書」第四、四八一―二頁

(7) (9) 「公爵松方正義伝」乾巻、七八〇―四頁

八

以上述べてきたように、明治八年以来大隈重信によって主張されていた国際収支均衡論は、横浜正金銀行による外国荷為替を中心とする正貨集積策にその結論を見出すことになったのである。廃藩置県・地租改正・秩祿処分等の政治的財政的大変革の過程において、経済発展を促進するための通貨供給策を遂行し、しかも正貨流出の激化、財政不健全化の問題に直面しなければならなかった明治八―十年期の彼の主張は、正貨流出の防止、国際収支均衡の回復を目標とするものであった。その対策として提案されたものは、政府輸入の管理抑制案、輸出産業の振興策であり、また社会資本形成に関する投資の修正、あるいは財政整理のための家祿処分等であった。一方において国内産業発展のためには通貨の供給が必要であるという主張を固持して、彼の建白書には発行紙幣量の削減についての方策は提示されることがなかったのである。

明治九年五月、大蔵卿大隈重信と内務卿大久保利通によって太政大臣三条実美宛に提出された「貸付局設立並資本手形発行ノ儀ニ付伺」においても、

「輸出入ノ平均ヲ得サルハ物産ノ乏キニ根シ、而シテ物産ノ乏シキハ亦輸出入ノ不平均ヲ生スル所以ニシテ

彼此相依テ此大患ヲ醸スト云モ可ナリ、然リ而シテ産業ノ起ラス物産ノ多カラサル所以ノ者ハ他ナシ、内國資用ノ財本ニ乏シク人民薄利ヲ以テ其資金ヲ得ル能ハサルニ在リ、故ニ今政府国内ノ人民ヲ鼓舞奨励シテ百般ノ産業ヲ振興シ、以テ物産ヲシテ蕃殖充足セシムルハ実ニ輸出入不平均ヲ救フノ一大良法ニ非スヤ、然レトモ徒ニ人民ヲ鼓舞奨励スルモ、資用ノ財本ヲ増加シ薄利ヲ以テ之ヲ貸附スルニ非レハ、將タ何ニ由テ人民其産業ヲ振起スルヲ得ンヤ、然レハ則チ物産ノ蕃殖ヲ求メント欲セハ先ツ資用ノ財本ヲ増加セサル可ラス、況ンヤ国内貨幣ニ乏ク人々其金融ニ苦シムノ時ニ於テオヤ。」⁽¹⁾

と、國際収支の逆調は国内産業の不振によるものであり、国内産業の不振は資金不足にもとづくのである。したがって、國際収支の不均衡を改善するには国内産業の發展を促進しなければならないのであり、国内産業を發展せしめるには通貨供給量を豊富にすることが必要であると論じているのである。そして、産業發展を刺激する通貨供給を行なう金融機関として、

「人民ノ所有財産（即チ田畑屋敷地ヲ始メ山林其他ノ不動産及ヒ公債証書等ニ至ルマテ）ヲ抵当ニ取り、成ル丈ケ低下ノ利子并適宜ノ期限ヲ以テ之カ資本（即チ農具工器ヲ始メ凡ソ耕作樹芸開墾牧畜及ヒ地租上納ノ繰替等ニ至ル迄）ノ貸付ニ従事スル」⁽²⁾

貸付局を設置し、財政節約による剰余金の内百万円を準備に充て、資本手形すなわち特殊の通貨代用手段三千万円を發行する官營の資金供給機関の設立を提議しているのである。この意見によつても、明治八・九年の頃における大隈重信の國際収支均衡に関する觀念は、通貨供給による經濟發展政策であつたことが知られるであろう。

その結果実行されたものは、家祿処分にとまなう国立銀行条例の改正による不換銀行券發行の許容であり、ま

た洋銀取引所の設立、銀貨の売出し、あるいは横浜正金銀行の設立に見られる正貨相場調整政策であった。

政府紙幣消却に関する方案が発表されたのは明治十年十二月のことであるが、この案は西南征討費として臨時に発行された二、七〇〇万円の紙幣を補助貨幣と交換するというにすぎないものであった。次いで十一年八月に「公債及紙幣償還概算書」が大蔵省によって作成されたが、この案も三十八年間の長期に亘る紙幣回収計画にすぎず、通貨安定に関する本格的な紙幣消却案ということのできないものであった。この紙幣消却案を修正したものが翌十二年六月の「国債紙幣銷還方法」すなわち「減債方案」と呼ばれるものであり、この方案の趣旨を説明するために大隈重信の「財政四件ヲ挙行センコトヲ請フノ議」が太政大臣に提出されたのである。この建白書においても紙幣消却の元資金の増額を提案しているにもかかわらず、彼は紙幣価値の低落は紙幣の過剰発行にもとづくものではなく、國際収支の不均衡が通貨価値混乱の原因であるという意見を固執しているのである。したがって紙幣消却元資の増額を行なう理由は、

「其(筆者註―紙幣)陸続發行ノ時タル又恰モ洋銀ノ騰貴・現貨の欠乏ニ際会スルヲ以テ、特トニ之ヲ増発ト誤認シテ止ムモ亦果シテ其謂レ無キニ非ザルナリ、凡ソ世ニ变故アル多少ノ原因アリ、此原因中其尤モ暗易キモノニ傾向スルハ常人ノ通態⁴⁾」

であり、世論は通貨現象の皮相を捉えているにすぎないのであるが、物価騰貴・經濟混乱が紙幣の過剰発行にもとづくものとする常人の妄想虚声を鎮靜する変通の考案・便宜の処分として、心理的效果を指す紙幣消却策を施する点にあると説いているのである。

右の減債方案は実行に移すべき予算措置が講じられたのであるが、通貨価値の不安定は解消されることなく、

その原因を紙幣発行に帰する批判も強硬であった。そのような情勢に対して、大隈重信は遂に政府紙幣を一举に消却する外債募集案を提議し、外国資本の導入によって、産業発展のために供給する国内通貨としての紙幣と、国際通貨としての正貨とを共通の基盤におく急激な通貨制度改革案を呈示したのである。これによって、大隈重信は従来国内産業の投資需要に応ずる資金を政府紙幣あるいは国立銀行券をもって供給して、生産力を増強するとともに、一方輸出助成・輸入抑制政策によって国際収支の均衡をはかつて、国際通貨と国内通貨との価値の調整をはかろうとしてきた通貨政策を抛棄するに至ったのである。大隈重信の政府紙幣供給による経済発展政策、その結果生起する輸出能力増強による国際収支の改善、正貨価値の安定をはかる政策は、この外債による通貨制度改革案において根本的に変革されたものと考えられる。

その後、横浜正金銀行によって外国荷為替金融業務が開始され、一方「財政更革ノ議」によって財政節約の方針が示され、さらに「公債ヲ新募シ及ヒ銀行ヲ設立センコトヲ請フノ議」によって中央銀行の設立、外国荷為替金融にもとづく正貨蓄積の重要性が説かれるに至ったのである。このように大隈重信の国際収支均衡論は、インフレーションがいよいよ顕著になった明治十三年後半期において財政節約による紙幣消却の財源確保と、輸出金融による外貨獲得・政府紙幣の兌換準備金蓄積に重点をおく政策を強調するものへ転換していったのである。国際収支の順調がわが国の経済安定にとって基礎的条件であるという主張にもとづいて指示された財政および金融整備の方途は、さらに展開して明治十四年十月以降の紙幣整理、銀行制度の改革、正貨蓄積、兌換制度確立への基本路線となったのである。(完)

(1)―(2) 「貨政考要」中編、一六二―一九頁

大隈重信の国際収支均衡論(三)

大隈重信の国際収支均衡論 (三)

(3) 大隈文書、A一五

(本稿は成城大学経済学部、昭和四十年年度共同研究「近代資本主義の生成と社会経済政策」に関する報告の一部である。)